令和８年２月 27 日

会員各位

学校環境衛生基準の一部改正について（通知）

標記の件について、令和８年２月 27 日付けで文部科学省から通知がありました、今回の改正は板学薬で検査をしていない項目ですが、以下に改正された部分を書きました、お手持ちの「学校環境衛生管理マニュアル の P-21.22.23」、及び「関係する資料」がありましたら修正してください。

改正された箇所は赤字黄色の蛍光ペンで書きました。

改正後

学校環境衛生基準

第1　教室等の環境に係る環境衛生基準

1　教室等の環境（換気、保温、採光、照明、騒音等の環境をいう。以下同じ。）に係る学校環境衛生基準は、次表の左欄に揚げる検査項目ごとに、同表の右欄のとおりとする。

検査項目		基準
換気及び保温等	(1)～(7)　［略］	［略］
	(8)揮発性有機化合物	
	ア．～エ．　［略］	［略］
	オ．エチルベンゼン	370 μg/m³以下であること。
	カ．　［略］	［略］
	(9)［略］	［略］
［略］		

2　1の学校環境衛生基準の達成状況を調査するため、次表の左欄に揚げる検査項目ごとに、同表の右欄に揚げる方法又はこれと同等以上の方法により、検査項目（1）～（7）及び（10）～（12）については、毎学年２回、検査項目（8）及び（9）については、毎学年１回定期に検査を行うものとする。

検査項目		方法
換気及び保温等	(1)～(7)　［略］	［略］
	(8)揮発性有機化合物	
	ア．ホルムアルデヒド	ジニトロフェニルヒドラジン誘導体固相吸着ー溶媒抽出法により採取し、高速液体クロマトグラフィーにより測定する。
	イ．トルエン ウ．キシレン エ．パラジクロロベンゼン オ．エチルベンゼン カ．スチレン	固相吸着ー溶媒抽出法、固相吸着ー加熱脱着法のいずれかの方法により採取し、ガスクロマトグラフィー/質量分析法により測定する。
	(9)［略］	［略］
	備考 一［略］ 二 検査項目（8）については、普通教室、音楽室、図工室、コンピュータ教室、体育館等必要と認める教室において検査を行う。 検査項目（8）ウ～カについては、必用と認める場合に検査を行う。 検査項目（8）については、児童生徒がいない教室において、30 分以上換気の後５時間以上密閉してから採取し、ホルムアルデヒドにあっては高速液体クロマトグラフィーにより、トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼン、エチルベンゼン、スチレンにあってはガスクロマトグラフィー/質量分析法により測定した場合に限り、その結果が著しく基準値を下回る場合には、以後教室等の環境に変化が認められない限り、次回からの検査を省略することができる。 三［略］	

［略］

板橋区学校薬剤師会